

# 疫学調査の流れ

札幌市  
R4.11.1

札幌市保健所では、新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査を行っています。  
本資料では、調査の流れについて簡単に説明しています。皆様のご協力・ご理解の程よろしく申し上げます。

## STEP1：濃厚接触者のリストアップ

陽性者と発症日の2日前から本日までに接触のあった方（職員、入居者など）で、「手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（マスクなど）無しで、陽性者と15分以上の接触があった者」を濃厚接触者としてリストアップしてください。  
具体的には、次の例を参考としてください。

### 濃厚接触者のリストアップ例

- ・ マスク無しで接触のあった者（同席で食事、マスクを外して会話、喫煙等）
- ・ マスクの着用を確認できない陽性者と接触した可能性のある人
- ・ 仲の良い人（入居者同士に限る）
- ・ 陽性者と同室で生活している人
- ・ 陽性職員から15分以上の密接した介護（食事介助、口腔ケア等）を受けた際に、マスクを着用していなかった人

上記に該当しなくても、現時点で症状を呈している人は、感染の可能性のある人と考え、濃厚接触者と同様の扱いとすることが望ましいです。

○濃厚接触者等の整理のために【様式2】接触者リストを活用している施設は、送付願います。

### リスク判定

濃厚接触者のリストアップ状況をヒアリングし、リスク判定を行います。

## STEP2：リスク分類に基づく対応・検査

陽性者の接触者は、その接触状況によって「濃厚接触者」または「低リスク者」に分類されます。  
このリスク判定に基づいて、今後の対応を決定します。  
また、必要に応じて検査を実施します。

リスク判定	必要な対応
濃厚接触	入居者：可能な限りの個室対応・職員の個人防護具対応 職員：原則として自宅待機。検査結果が陰性であれば陽性者との最終接触日翌日から5日間の外出自粛と7日間の健康観察
低リスク	一般的な予防策の徹底 最終接触日翌日から7日間は、濃厚接触者が発生しない対応が理想
リスク無し	一般的な予防策の徹底

### <保健所で行うPCR検査の流れ>

#### 検査キット受取

札幌市保健所(大通西19丁目)で受け取り。  
※予約制

#### 検体採取

基本的には唾液、唾液採取が難しい場合は鼻咽頭ぬぐい液（看護師等による検体採取が必要）を採取。

#### 検体提出

札幌市保健所(大通西19丁目)へ提出。  
※予約制。検査対象者をまとめた検体申込表を遅くとも2時間以上前にメールで送付。

保健所に来所する際は事前に、実際にお越しになる担当者、その電話番号、車種、車の色、車のナンバーをお知らせください。また、保健所に到着した際に011-633-0723に電話して到着をお知らせください。  
詳しくは添付資料「PCR検査の流れ」をご確認ください。

## 結果判明

結果が判明次第、保健所の疫学調整班から電話でご連絡いたします。

### 新規陽性者が判明した場合

→STEP1へ戻り、新規陽性者の調査を開始します。担当者からご連絡いたします

### 全員陰性だが、濃厚接触者がいる場合

→STEP3へ

### 全員低リスクで陰性の場合

→STEP4へ

## STEP3：濃厚接触者の健康観察

陰性が判明した濃厚接触者は、陽性者との最終接触日翌日から7日間の健康観察を行う必要があります。毎日、対象者の体温測定や症状観察（※1）などの健康観察を朝夕で記録してください。保健所への毎日の提出は不要ですが、入院調整時やその他体調の変化時に確認することがありますので、記録に残しておきましょう。

（※1 症状：微熱を含む発熱、咽頭痛、咳、鼻水、倦怠感、食欲不振、悪心嘔吐、頭痛など）

健康観察中に体調が悪化し、病院受診を希望される場合

救急安心センター札幌（#7119または011-272-7119）に①陰性だったが濃厚接触者であること②体調を崩していること③検査または病院を受診したいこと、を電話で伝えるようお願いします。

※健康観察中に体調が悪化し、検査のみ希望される場合は、疫学調整班へご連絡ください。

## STEP4：調査終了&今後に向けて

疫学調整班の調査は終了になります。

今後に向けて、参考になるホームページのURLを下記のとおりお知らせします。

引き続き感染対策に取り組んでいただきながら、健康に気をつけてお過ごしください。

### ■札幌市役所ホームページ

・介護事業者のみなさまへ向けた新型コロナウイルス関連情報

[https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/shingata\\_corona.html](https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/shingata_corona.html)

### ■厚生労働省ホームページ

・介護事業者等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)

・職場における「4つ」の対策ポイント（ポスター）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000657585.pdf>

## その他：クラスターとは

一般的に、感染の連鎖が認められる陽性者が5名以上発生した場合をクラスターとしています。陽性者が5名以上となっても、感染の連鎖が認められない場合はこの限りではありません。

リスク判定や健康観察期間は、新規陽性者の発生状況によって、変わることがあります。貴施設の状況によっては、この資料のフローに沿わないケースもありますので、ご了承ください。

